



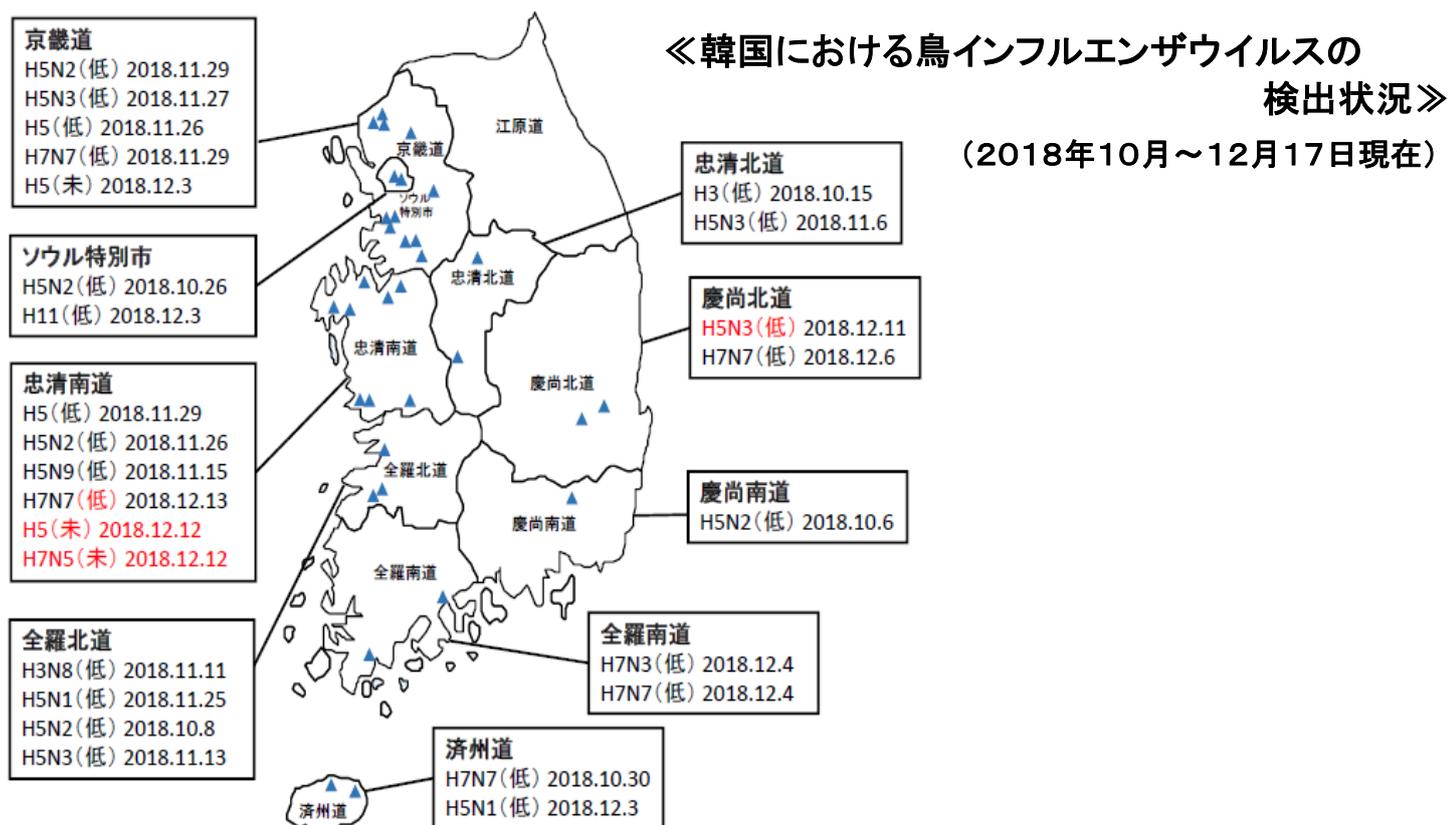
飼養衛生管理基準の再徹底を!

去る11月21日、愛知県名古屋市で採取された野鳥の糞便から、12月17日には鹿児島県のツルのねぐら水から、低病原性鳥インフルエンザウイルス(H7N9亜型)が検出されました。

《今シーズンの国内における低病原性鳥インフルエンザウイルス検出状況》

	由来	判定日	型
千葉県	野鳥糞便	10. 22	H7亜型
愛知県	野鳥糞便	11. 21	H7N9亜型
鹿児島県	ツルのねぐらの水	12. 17	H7N9亜型

また、韓国においても、野鳥から同ウイルス(H5及びH7亜型)が継続的に検出されており、我が国の家きん飼養農場への同ウイルスの侵入リスクが高まっていると考えられます。



低病原性鳥インフルエンザウイルスは、家きんの中で感染が繰り返されることによって高病原性鳥インフルエンザウイルスに変異した事例があることから、同ウイルスの感染が認められた場合も、殺処分および移動・搬出制限等の防疫措置が取られます。日常の飼養家きんの健康観察と、飼養衛生管理基準を遵守し、本病の侵入防止を徹底してください。

飼養衛生管理基準の要点

- 1 伝染病の発生予防やまん延防止に関する最新の情報を把握する
- 2 衛生管理区域を設定し、衛生管理区域とそれ以外の区域の境界がわかるようにする
- 3 衛生管理区域内に関係者以外の立ち入りを禁止し、衛生管理区域専用の衣服や靴を設置するなど病原体の持込み防止に努める
- 4 家きん舎の屋根、壁面及び防鳥ネットに破損がある場合は、速やかに修繕するなど野生動物の侵入防止に努める
- 5 家きん舎及び器具を清掃又は消毒し、衛生管理区域の衛生状態を確保する
- 6 家きんに異状が確認された場合は、直ちに家畜保健衛生所に通報する
- 7 埋却地を準備する
- 8 衛生管理区域に立入った者に関する記録や家きんに関する記録を作成し、保管する
- 9 大規模養鶏場にあつては、担当獣医師を定め、家きんの健康管理について定期的に指導を受ける

**家きんに異状が見られたら直ちに
青森家畜保健衛生所にご連絡ください**
電話：017-764-1744
夜間・休日：090-2274-0474